

セラミックパークMINOでは、ロケーション活動の円滑化を図り、東濃西部地域のPRに資する商業的撮影については、セラミックパークMINOの利用料金等に関する規程（以下「利用料金規程」という）に定めるもののほか、以下のように取り扱う。

【概要】 セラミックパークMINOの共有スペース、敷地内において撮影（静止画、動画）を行う場合は、承認及び利用料金の納入が必要となります。

1. 撮影利用の基本条件

目的
対象

- 第1 この要綱は、セラミックパーク美濃における撮影が、適正かつ円滑に行われることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。
- 第2 セラミックパークMINOにおいて、商用撮影、業として行う撮影、一時的に施設の全部または一部を占有して行う撮影は、公益財団法人セラミックパーク美濃理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けなければならない。
- （1）対象となる撮影は、雑誌、商品カタログ、商品広告、ファッション撮影、コスプレ撮影、TV・CM、映画、テレビドラマ、YouTube、Instagram、TikTokなどをいう。私用目的であっても、撮影者及び被写体の双方もしくはいずれかに金銭等の授受が生じている場合は、業として扱う。
- （2）撮影を行うことができる場所は、共有部分全般（館内2階除く）とする。その他の場所では、撮影を行うことはできない。
- （3）地方公共団体等が地域振興を目的とすると認められるもの又は理事長が認めるものは対象外とすることができる。

申請
提出・審査
承認の基準

- 第3 撮影を行おうとする者（以下「撮影申請者」という。）は、撮影内容、企画意図、被写体、参加人数など第1号様式または個人撮影申込書により、理事長に提出するものとする。
- 第4 第3の申請は、原則として利用日の2週間前までに行う。
- 第5 以下の事項に該当するものは承認をしない。
- （1）公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- （2）集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められたとき。
- （3）当施設の業務に支障を来すおそれがあると認められたとき。
- （4）撮影申請者および関係者が、本要綱または財団職員の指示に反するおそれがあると認められるとき。
- （5）その他撮影を許可することが適当でないと認められるとき。

利用時間の厳守

- 第6 撮影を行う場合は、準備や撤収を含め、申請した時間内で終了すること。超過時間が発生した場合は、延長料金の請求を行う。
- 施設の使用状況により延長を認めない場合がある。
- 第7 撮影利用時に備品の移動等を行った場合は、利用後に施設及び備品を原状回復させること。破損や汚損があった場合は、撮影申請者に対し実費での請求を行う。
- 第8 撮影時は以下の事項を遵守すること。

原状回復義務
撮影時の遵守事項

- （1）施設職員の指示に従うこと。
- （2）他の施設利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- （3）ドローンその他無人航空機を使用する場合は、航空法等の許可に加え、事前に理事長の承認を受けること。
- （4）レフ板、発電機など大規模な機材を使用する場合は、事前に理事長の承認を受けること。
- （5）火気、煙、スモークその他特殊演出や大音量を伴う音響機器を使用する場合は、事前に理事長の承認を受けること。

事故等の対応

- 第9 撮影中に発生した事故、盗難、損害などについて、当施設は一切の責任を負わないものとする。撮影申請者側で適切な保険加入を行うこと。

個人情報・肖像権

- 第10 施設の一部エリアについては、撮影制限を行う場合がある。詳細は事前打ち合わせ時に確認すること。
- 第11 撮影内容に第三者が写り込む場合や、個人が特定できる情報が含まれる場合は、撮影申請者側で適切な同意を得るなど、肖像権やプライバシー権に配慮すること。

施設名のクレジット
施設名称等の利用
成果物の寄贈
撮影料

- （1）撮影に当たり、所有権・著作権、肖像権等法令上の問題が生じた場合は、撮影申請者が責任を負うこと。
- 第12 作品のクレジットに撮影協力として、セラミックパークMINOの名称を明記すること。
- 第13 撮影申請者は、施設の名称又はロゴ等を利用する場合は、事前に理事長の承認を受けなければならない。
- 第14 撮影により制作された成果物（映像データ、写真データ、出版物）のうち、当施設が広報等の目的で指定する成果物を無償で提供すること。
- 第15 撮影料金は以下のとおりとする。

撮影の中止

- （1）撮影時に施設を利用する場合は、利用料金規定に基づき別途、利用料を支払う。
- 第16 撮影申請者が第5に定められた制限事項に違反していると判断した場合は、理事長は撮影承認の取消または中止を命じることができる。
- （1）天候を理由にした中止はキャンセルポリシー通りの請求を行う。ただし多治見市が発令する避難情報により中止する場合はこの限りではない。

2. 撮影利用料金体系

(1) 基本利用料金（時間貸し）

対象

写真撮影（雑誌、商品カタログ、商品広告、ファッション撮影、コスプレ撮影等）
動画撮影（TV・CM、映画、テレビドラマ、YouTube、Instagram、TikTokなど（ショートムービー含む））

写真撮影（利用者10名以下）	1時間あたり 2,000円
写真撮影（利用者10名超）	1時間あたり 4,000円
動画撮影（利用者10名以下）	1時間あたり 4,000円
動画撮影（利用者10名超）	1時間あたり 8,000円

- 1、写真撮影及び動画撮影の利用は、貸館施設以外で撮影する場合の利用料金をいう。利用時間は準備から撤収までの時間をいう。
- 2、個人の結婚式等に係る写真撮影及び動画撮影の利用は、1日5,000円とする。
- (2) 撮影時に施設を利用する場合は、利用料金規定に基づき別途利用料金を支払う。